

令和4年度予算主要事業の概要

(事業別説明資料)

市民福祉部



HIDA CITY
飛驒市

目 次

市ホームページ「戸籍の窓」の情報発信強化	4
まめとく減塩キャンペーンの推進	5
不妊・不育治療費の助成	6
産前産後サポート体制の強化	7
公立保育園における医療的サポートの強化	8
休日保育体制の強化	9
病児・病後児保育利用体制の強化	10
入園・入学に係る準備品購入への支援	11
ひとり親家庭への宅食クーポン券の発行	12
ひとり親家庭への日常生活支援	13
ひとり親家庭の教育訓練・資格取得への支援	14
福祉避難所の開設・運営体制の強化	15
在宅障がい児者の通院等に対する支援	16
障がい者就労施設の安定した受注確保の支援	17
重度障がい者等の就労支援	18
障がい者グループホームの整備	19
バリアフリーのまちづくり基礎調査	20
飛騨市地域生活安心支援センターの体制強化	21
飛騨市地域生活支援拠点の機能強化	22
成年後見制度の利用促進	23
生計見直しのための支援	24
専門職との連携による避難行動要支援者の避難行動支援	25
高齢者等見守り支援システムの実証実験	26
公共交通を活用した貨客混載の実地検証	27
屋根の雪下ろし弱者への支援	28
自分と家族のための終活等の支援	29
医療・介護・福祉人材確保対策の支援	30

医療・介護・福祉機関等の新設・拡張の支援	38
介護認定審査会オンライン化の推進	39
リハビリ専門職による住宅改修、福祉用具購入等支援の推進	40
認知症高齢者の地域支援体制の強化	41

新規 市ホームページ「戸籍の窓」の情報発信強化

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
198	一般財源	198 使用料
(前年度予算	0)	

2 事業背景・目的

現在、市ホームページの「戸籍の窓」にて、市民の方のお誕生やおくやみ等の情報を掲載し、お知らせをしています。

自治体ホームページに「戸籍の窓」を掲載している例はあまり多くありませんが、飛騨市では地域の実情、特性の理由等から掲載しており、特におくやみ情報では、葬儀会場や葬儀日程を掲載していることから閲覧数が大変多く、ニーズが高い情報です。

令和4年度はより詳しい情報の提供ができるよう、飛騨地域の葬儀会社にて運用されているウェブサイトの「おくやみ情報ひだ」と市のホームページを連動させることで、「戸籍の窓」のさらなる利便性の向上と市民への情報発信の強化を図ります。

3 事業概要

飛騨地域の葬儀会社により運用されている「おくやみ情報ひだ」のウェブサイトを連動させることで、市のホームページから「おくやみ情報ひだ」に掲載してある情報を閲覧することができるようになります。

「おくやみ情報ひだ」では、市ホームページ「戸籍の窓」に掲載している情報に加え、喪主や住所の地番(希望している遺族のみ)、葬儀会場の地図等も掲載されており、より詳細な情報を取得することができます。



担当課：市民福祉部市民保健課（☎0577-73-7464） 予算書：P. 62

拡充 まめとく減塩キャンペーンの推進

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】		【主な使途】	
850	一般財源	850	需要費	500
			手数料	130
(前年度予算 900)			その他	220

2 事業背景・目的

飛騨市では、3歳児から中高生、若者、壮年期の尿中塩分を測定した結果、いずれの年代も日本人の食事摂取基準の目標値よりも塩分を取りすぎていることが明らかになったことから、「まめとく減塩キャンペーン」として、市民の健康意識の醸成と気軽に減塩に取り組める環境づくりに取り組んできました。特に乳幼児期と青年期前半を重点とし、3歳児健診・小6、中3健診で尿中塩分測定を実施し、生活習慣を改善するきっかけとなるような支援に努めてきました。

しかし、乳幼児期の塩分摂取目標を超えている方が未だ6割以上と高水準であるため、乳幼児の食事管理をしている保護者の生活習慣の見直しにより減塩啓発を強化するとともに、各年代に向けた様々な事業を引き続き展開していきます。

3 事業概要

①【拡充】尿中塩分測定の実施 (130千円)

これまでの3歳児～75歳までの各年代の尿中塩分検査に加え、新たに3歳児の保護者の尿も塩分測定を実施し、結果の通知とともに、減塩の紹介や減塩協力店の紹介をします。

②【継続】減塩を中心とした食環境整備、生活習慣改善への取り組みの実施 (720千円)

- ・減塩の啓発グッズとして妊娠届出者 (120人)、3歳児 (120人) に、減塩醤油など配布
- ・市内小売店、酒店での減塩しょうゆの取扱促進とPR (減塩協力店現在15店舗)
- ・減塩しょうゆを使ったメニューの促進 (飛まわり会の伝達活動)
- ・減塩食品や減塩しょうゆについての市民向け講演会・試食会「減塩フォーラム」の開催 (古川会場1回)
- ・まめとくポイント事業に「減塩食品の利用」を必須項目の追加継続
- ・まめとく減塩がんばりすとを増やすための講座の開設。

担当課：市民福祉部市民保健課 (☎0577-73-2948) 予算書：P. 85

拡充 不妊・不育治療費の助成

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】
4,500	県補助金	100	助成金
(前年度予算 6,000)	一般財源	4,400	4,500

2 事業背景・目的

不妊や不育に悩み、専門医療機関での治療を受けている夫婦が増加しており、そうした方々の身体的・精神的、更には経済的な負担が大きくなっています。

こうした中、令和4年度より不妊治療費が保険適用化されますが、市ではすでに不妊治療費に対する助成について、年間の助成回数や通算助成期間の制限を取り払い、経済的な負担の軽減を図ってきました。保険適用後もこれまでの助成と同等の負担軽減となるよう、不妊治療費に対する助成を継続していきます。

更に、特定不妊治療については、市内や近隣の市に治療可能な医療機関がなく、ほとんどの方が通院距離100km以上となる遠方への通院となり、通院回数も1回の治療につき平均6回程度必要となるため、治療者の大きな負担となっていることから、通院にかかる交通費の一部を支援し、負担軽減を図ります。

3 事業概要

①【拡充】特定不妊治療時の交通費助成（1,500千円）

これまでは通院費に対して一律1万5千円の助成をしていましたが、多くの方が遠方へ通院しており大きな自己負担額が生じるケースがあったことから、通院距離に応じた助成に切り替えることで、自己負担額の軽減を図ります。

特定不妊治療に係る通院費について、1治療期間につき
 燃料代「通院距離（km）×往復分×20円/km×回数」（上限10万円）を助成
 （参考）令和2年度実績による通院距離での算定（平均） 29,927円

②【継続】一般不妊治療費・特定不妊治療費・不育症治療費の助成（3,000千円）

市はこれまで自己負担が10割であった不妊治療等について、内容に応じた助成割合を支援していましたが、令和4年度より保険適用となることから、残った自己負担3割の部分と、保険適用とならなかった治療・検査費にこれまでと同等の支援を行うことで、更なる自己負担の軽減を図ります。

一般不妊治療	助成割合	1/2	上限5万円
特定不妊治療	助成割合	10/10	上限30万円
不育症治療	助成割合	1/2	上限30万円

担当課：市民福祉部市民保健課（☎0577-73-2948） 予算書：P.86

拡充 産前産後サポート体制の強化

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】		【主な使途】	
3,400	県補助金	1,448	委託料	3,231
	一般財源	1,952	消耗品費	100
(前年度予算 3,500)			保険料	69

2 事業背景・目的

市では、産前産後の時期に気軽に相談や交流ができる場としてママサロン「ここにこーるまーるん」を市内各町に開設しています。

しかし近年、精神的な不調により、妊娠期からより丁寧な支援を必要とする母親が増えており、そうした方はサロンへの参加も消極的で、個別の支援が必要です。

これまでも出産後は、産後ケアによる助産師の支援を受けることができましたが、サポートに入る助産師が妊娠期から個別に訪問して、相談に乗る体制を整えることで、母親や家族がより安心して出産・育児に向かうことができるための支援を行います。

加えて、産後の心身ケアや育児サポートに対する助成も継続して実施していきます。

3 事業概要

①【新規】助産師の訪問による産前産後サポートの実施(120千円)

産後にサポートが必要と思われる妊婦に対し助産師が居宅を訪問し、産前から産後への切れ目ない支援を行います。

②【継続】産前産後ママサロンの実施(2,000千円)

- ハートピア古川：2回/週 ○神岡子育て支援センター：2回/月
- 河合宮川子育て支援センター：1回/月
- 交流会：妊娠中夫婦向けと産後の夫婦向けをそれぞれ3回ずつ開催(古川会場のみ)

③【継続】産後ケア費用の助成事業(947千円)

医療機関や助産院が実施する産後ケア事業の利用料の9割を助成。

④【継続】乳児託児事業(156千円)

ファミリーサポートセンター「スマイルキッズ」に委託し、乳児託児を実施。

⑤【継続】子育て支援ヘルパー派遣事業(177千円)

シルバー人材センターに委託し、生後6か月までの乳児を持つ家庭を対象に、家事支援を行い、その利用料の一部を助成。

担当課：市民福祉部市民保健課 (☎0577-73-2948) 予算書：P.85

新規 公立保育園における医療的サポートの強化

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
4,166	県補助金 3,124 一般財源 1,042	人件費 4,166
(前年度予算 0)		

2 事業背景・目的

保育園では、園児の体調管理面や病気やケガについて不安を抱える保護者への相談対応、園内における感染症対策の重要性の高まりなどから保育現場での看護師等による専門性を活かした対応が望まれています。

しかし、県内の認可保育所のうち乳児を預かる保育所等の多くには看護師が配置されていますが、飛騨市の公立保育園にはどの園にも看護師が配置されていません。

このため、令和4年度は市内公立保育園のうち乳児を受け入れている宮城保育園に看護職員を配置し、その専門性を生かして保育現場をサポートする体制を整えます。

3 事業概要

保育園に看護師を設置し、感染症の早期発見や感染対策時の保育士への指導、慢性疾患がある園児への対応を行います。

【業務内容】

- ・ケガ、体調不良時の対応
- ・与薬前後の状態観察
- ・嘱託医や関係機関との連携
- ・職員への指導
- ・保護者への保健指導

【令和4年度看護職員配置園】

公立：宮城保育園

※状況に応じて他の公立保育園のサポートも行います。



拡充 休日保育体制の強化

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
1,230	一般財源	1,230
		委託料 930
		負担金 300
(前年度予算 300)		

2 事業背景・目的

市では、日曜又は祝日に仕事や急な用事などがあり、家庭で保育ができない場合に、保育園児をお預かりする休日保育事業を宮城保育園（古川町）で実施しています。

しかし、神岡地区の方が休日保育を利用したくても、宮城保育園まで保育園児を預けに行くことは距離的にも困難であることから、保護者の距離・移動・時間的制約を軽減し、利便性を向上させるため、令和4年度より、神岡町内においても民間事業者と連携した休日保育事業を実施します。

3 事業概要

「宮城保育園」に加え、社会福祉法人神東会が職員向けに実施している「たんぼぼ苑内託児所」を、職員以外の方でも利用できるよう対象を拡大いただく形で休日保育を実施します。

(1)宮城保育園（継続）

（対象児）飛騨市内保育園に通所する満1歳以上の園児

（開所日）年末年始を除く日曜及び祝日

（時 間）7：30～18：30

(2)たんぼぼ苑内託児所（新規）

（対象児）飛騨市内保育園に通所する年少以上の園児

（開所日）年末年始を除く日曜及び祝日

（時 間）7：30～18：30（予定）

≪利用料 ※(1)、(2)とも同じ≫

	利用料	
	4時間以上	4時間未満
3歳未満児	2,000円	1,000円
3歳以上児	1,600円	800円



※ 日曜または祝日が常時勤務のため家庭で保育できない方については、登録利用により1日1,000円となります。

担当課：市民福祉部子育て応援課（☎0577-73-2458） 予算書：P.76

拡充 病児・病後児保育利用体制の強化

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
20,349	国庫支出金 6,783 利用料 680	委託料 20,349
(前年度予算 24,588)	一般財源 12,886	

2 事業背景・目的

市では、子育て真っ最中のお父さん、お母さんが安心して働くことができる充実した子育て環境の整備に努めており、そのうちの一つである病児保育は、乳幼児から小学3年生までの児童が、病気または病気のピークを過ぎても集団で保育等ができないなどの理由により自宅療養が必要な間、保護者が安心して就労できるよう専門の施設で専任の看護師と保育士が一時的にお預かりするサービスです。

病児保育を利用される保護者からは制度の利用を喜ばれる一方、疾病内容によっては長期にわたることがあり利用料の負担が大きいといった声も少なくありません。特にひとり親家庭では、託児等を頼れる方が少ないこともあり、お子さんの体調不良時には仕事を休まれるケースが多いものの、雇用形態によってはそれが給与に反映されてしまうといった状況です。

このことから、令和4年度は病児保育利用料金の免除対象者にひとり親家庭を追加することで家計への負担軽減を図ります。

3 事業概要

【病児保育事業受託施設】

〔古川地区〕 病児・病後児保育室『む～みん』（「さくらの郷あさぎり」施設内）

〔神岡地区〕 病児保育 たんぽぽキッズ（「たんぽぽ苑」施設内）

【利用料金】

1日一人あたり2,000円、5時間以内の場合は1,000円

【利用時間】

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分（土、日、祝祭日、年末年始は休業）

【免除対象者】

《新規》ひとり親世帯（児童扶養手当受給者）

《継続》生活保護受給世帯、市民税非課税又は均等割のみ課税世帯高校生までの児童を3人以上養育している多子世帯（市内に住所を有する児童の利用に限る）

担当課：市民福祉部子育て応援課（☎0577-73-2458） 予算書：P.76

[拡充] 入園・入学に係る準備品購入への支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】		【主な使途】	
22,800	地方債	22,000	補助金	22,800
	一般財源	800		
(前年度予算 22,950)				

2 事業背景・目的

平成29年度より、入園・入学時の経済的な負担を軽減するため、市民アンケート結果を踏まえて、保育園入園・小中学校及び高校入学時に必要となる準備品への購入費助成を対象品目の追加等ニーズに対応しながら実施してきました。

高校入学時には学生服や教科書等に多額の費用を要し、家庭の経済的負担となっているとの声もあり、今回高校入学時の助成を増やすとともに、ひとり親家庭の助成を上乗せすることにより、さらなる子育て家庭への支援を図ります。

3 事業概要

保育園に年少として入園、小学校・中学校入学時それぞれに必要な制服・体操服等の購入費、また、高校入学時に必要な教科書等の購入費を上限額の範囲内で助成します。

今回、高校入学時の助成上限額を3万円から4万円に増額し、さらにひとり親家庭においては高校入学時の助成上限額を2万円上乗せします。

【対象者】

- 当該年度の5月1日現在において飛騨市に住所を有する次のいずれかに該当する方
- ・飛騨市に住所を有する年少児、小学校、中学校、高等学校等の第1学年の保護者
 - ・市内中学校又は特別支援学校中等部を卒業し、市外高等学校等に通学する第1学年の保護者

【交付対象児・対象品目・助成上限額】

交付対象児	対象品目	助成上限額
保育園年少児	保育園で使用するスモック、体操服、上履き、通園に使用するバック等	1万円
小学1年生	学校指定の体操服、上履き、ランドセル等	2万円
中学1年生	学校指定の制服、体操服、通学用カバン等	6万円
高校等1年生	学校指定の制服、体操服、教科書等	4万円 ひとり親家庭 6万円

※申請期間…入園入学した年の5月～12月 ※対象購入期間…前年4月～申請年12月

担当課：市民福祉部子育て応援課 (☎0577-73-2458) 予算書：P.75

新規 ひとり親家庭への宅食クーポン券の発行

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
1,275	ふるさと納税 1,275	補助金 1,275
(前年度予算 0)		

2 事業背景・目的

市がひとり親家庭等167世帯を対象に令和3年8月に実施した「飛騨市ひとり親家庭等実態調査」の結果、1割を超える方が「食事を用意できないことがある」と回答されており、その理由は、代わりに食事を用意してくれる同居親族がいないことや経済的な理由など家庭により様々でした。

食事は日々の生活の中で欠かすことができないものであり、手軽に食事を用意していただくための支援が必要だと考え、令和4年度からひとり親家庭を対象とした宅食サービス等の支援を行い、栄養バランスが整った食事を気軽に取ることができる環境を整えます。

3 事業概要

対象となるひとり親家庭に、民間宅配弁当事業者の宅配弁当購入時に利用できるクーポン券を配布します。

【対象世帯】

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の内、同居親族がいない世帯（約60世帯）

【配布枚数】

申し込みのあった家庭へ1食(500円相当)×12回分×世帯人数分のクーポン券を配布

(例) 母、子ども2人の3人家族の場合、12回分×3人で36回分を配布

※家庭状況を確認する中で追加支援が必要と思われる世帯には追加交付を行います。

【使用方法】

1. 利用者が直接、民間宅配弁当事業者へ希望日等を伝え弁当配達を予約
2. 配達日に自宅へ宅配弁当事業者より弁当の配達。配達時に宅配弁当クーポン券を用いて清算（弁当料金により差額が必要な場合は、差額を現金支払い）

新規 ひとり親家庭への日常生活支援

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
474	県補助金	354 委託料
	ふるさと納税	120
（前年度予算 0）		

2 事業背景・目的

ひとり親家庭の保護者は、体調不良等や生活環境の激変などにより、一時的に家事や育児を行うことが困難な場合でも周りの支援が比較的受けにくい状態にあります。

そういった状態のひとり親家庭の保護者にかかる身体的、精神的負担は大きく、その負担軽減を図るため、今回、支援が必要な家庭へ支援ヘルパーを派遣することにより、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。

事業概要

【対象者】

ひとり親家庭であって疾病等の事由により日常生活を営むのに支障があり、かつ、親族等の支援を受けることが困難な方

【支援内容】

- (1) 生活援助 住居の掃除、身の回りの世話、買い物等
- (2) 子育て支援 乳幼児の保育、身の回りの世話等

【支援期間】

利用者の日常生活等に支障が生じている状況を勘案して必要な範囲内で支援

- ・原則として1月あたり10日以内とし、概ね6カ月
- ・生活援助 4時間/日、子育て支援 8時間/日を上限

【利用料】（委託事業者に直接支払い）

利用世帯区分	利用料（1時間当たり）	
	生活援助	子育て支援※
生活保護受給世帯、市民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	150円	70円
上記以外の世帯	300円	150円

※子育て支援は児童数に応じて加算あり

【拡充】 ひとり親家庭の教育訓練・資格取得への支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
1,920	国庫支出金 1,395 一般財源 525	補助金 1,920
(前年度予算 1,260)		

2 事業背景・目的

ひとり親家庭、特に母子家庭における親の多くが非正規雇用勤務であり、収入が比較的低い状況であることから、市では、国の補助制度を活用し、ひとり親家庭の父または母が、安定した収入を得ることに有効な教育訓練や資格の取得を推進するため、受講料や受講期間の生活費を支援し、経済的な負担の軽減を図ってきました。

しかし、受講料を支援するための自立支援教育訓練給付金は講座の修了後にしか支給できないという制約があり、そのため受講者の一時的な金銭的負担が大きいことが課題となっていました。

このことから、令和4年度に市独自の追加支援制度を創設し、受講者の金銭的負担の軽減を行い、さらなるひとり親の経済的自立を図ります。

3 事業概要

①【新規】自立支援教育訓練受講補助金の創設（60千円）

市独自の支援制度として、児童扶養手当の支給を受けているひとり親家庭の父または母が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等（介護職員初任者研修、医療事務、WEBデザイナー等）を受講した場合、受講料を支払後に受講料の2割を助成します。

②【継続】自立支援教育訓練給付金（180千円） ※国の補助制度を活用

上記教育訓練講座修了後に、受講料の6割（上限20万円）を助成します。

③【継続】養成機関修業期間中の生活費支援（1,680千円） ※国の補助制度を活用

ひとり親家庭の父または母が、看護師や保育士などの資格を取得するため養成機関で修業する場合に、その間の生活費負担を軽減するため以下の給付金を支給します。

○高等職業訓練促進給付金…支給額10万円／月（住民税課税世帯は7万5千円／月）

※修業期間の最後の1年は支給額14万円／月（住民税課税世帯は11万5千円／月）

○高等職業訓練修了支援給付金…支給額5万円（住民税課税世帯は2万5千円）

※ ①、②、③の給付金・補助金を受ける際は受講前に市との事前協議等が必要です。

拡充 福祉避難所の開設・運営体制の強化

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
201	ふるさと納税	201 謝礼 156 費用弁償 45
(前年度予算 201)		

2 事業背景・目的

災害等が発生する危険性が生じた場合に、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設などへ入所するに至らない程度の方であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とされる方（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者など避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方及びそのご家族）が避難する場所として、市内で福祉避難所を12箇所指定しています。

令和3年度にはこうした福祉避難所における支援人材の確保と運営方法を確立することを目的に、岐阜大学地域減災研究センターの指導のもと、開設運営に協力いただく有償ボランティア（医療・介護従事者又は経験者等）に参加いただき福祉避難所（ハートピア古川）の開設運営訓練を実施しました。

その結果、様々な配慮を必要とされる方が避難する福祉避難所を開設・運営するにはスタッフ数が十分でないことが明らかになったため、令和4年度は防災知識を有する方にも開設・運営に協力いただくことで、福祉避難所の機能強化を図るほか、新たな福祉避難所の選定も行います。

3 事業概要

①【拡充】福祉避難所開設運営訓練の実施（ゼロ予算）

令和4年度は新たに飛騨市防災士会の会員にも参加いただき、福祉避難所開設運営訓練を実施します。また、訓練の様子を福祉避難所への避難を考えてみえる方に見学いただくことにより、避難に向け準備の必要なものを認識していただきます。

②【新規】神岡町における福祉避難所の選定（201千円）

神岡町内における大人数を収容できる福祉避難所の確保に向け、既存の指定避難所における福祉避難スペースの確保方法や運営方法について、岐阜大学地域減災研究センターから講師を招へいして訓練を行います。

拡充 在宅障がい児者の通院等に対する支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
700	一般財源	700 補助金
(前年度予算 732)		

2 事業背景・目的

飛騨市では、在宅の障がい児者が通院や通所等で移動する際の費用負担の軽減を目的として交通費を支援しており、18歳以上の障がい者を対象とした「在宅障がい者交通費助成事業」と18歳未満の障がい児を対象とした「障がい児等通院助成事業」を設けていました。

しかし、近隣に専門機関のない本市において、障がい者やその付添人が通院等に自家用車を使用することは必須であるものの、「在宅障がい者交通費助成事業」では助成の対象は公共交通機関を利用した際の費用のみで、自家用車の通院に対する助成を行っていませんでした。

このため、令和4年度は両制度を統合し、障がい者やその付添人の通院、通所時の自家用車移動に要する経費についても助成するなど制度を拡充します。

3 事業概要

二つの事業を統合し「飛騨市在宅障がい児者通院等助成事業」とし、支援内容を次のとおりとします。

(対象者)	在宅障がい児者(身体・知的・精神障がい者手帳の所持者、発達障がい児、指定難病の児者)
(助成対象)	通院、通所(自家用車使用の場合は片道50km以上離れていること)
(対象機関)	障がい児者の治療等を専門に行っている機関
(対象の移動手段)	JR、私鉄、バス、自家用車(自家用車の場合は、20円/km)
(助成率)	交通費(道路通行料を含む)の1/2 ※バスの定期券については3割

拡充 障がい者就労施設の安定した受注確保の支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
350	一般財源	350 補助金
(前年度予算 300)		

2 事業背景・目的

障がい者が自立した生活を送る為には、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。そのため、障がい者雇用を支援する仕組みを整えるとともに、障がい者就労施設等の仕事を確保することでその経営基盤の安定を図ることを目的として、市では一定額以上の物品の購入又は委託業務を行った事業所に対する奨励金制度を令和元年度に創設しました。

この制度を運用している中で、「定められた金額には満たないが、継続して障がい者就労施設から物品を購入されたり業務を委託されたりする事業所の存在が、就労施設の安定した作業を確保するうえで非常にありがたい。」といった意見が障がい者就労施設からあったため、令和4年度は障がい者就労施設のさらなる受注確保に向け、長期間にわたり物品購入や業務委託を行っている事業所も奨励金の交付対象として拡充することにより、障がい者の就労促進を図ります。

3 事業概要

障がい者就労施設等から一定額以上の物品の購入又は業務委託を行った事業所等に対し、障がい者就労施設応援企業奨励金を交付します。

(対象企業)

- ・金額に関わらず、3年以上継続して物品購入や業務委託を行っている事業所（新規）
※奨励金の額は直近1年間の金額から算出
- ・障がい者就労施設から年間50万円以上の物品を購入した企業（継続）
- ・障がい者就労施設へ年間100万円以上の業務を委託した企業（継続）

(奨励金の額) ※(1)、(2)のいずれか

- (1) 物品購入費又は業務委託費の1%を交付
- (2) 飛騨市商工業融資制度の利子補給を受けている場合、支払った利子の10%を交付

新規 重度障がい者等の就労支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
1,300	一般財源	1,300
		給付費 700
		助成金 600
(前年度予算 0)		

2 事業背景・目的

重度の心身障がいをお持ちの方や医療的ケアを必要とされる方の中に、就労に対する強い意欲をお持ちになっている方がいらっしゃるにも関わらず、特別支援学校卒業後成人期を迎えても就労等社会活動に参加できる機会が非常に少ないことから、生きがいを持って過ごすことが出来ない方がいます。

就労を単なる生産・お金儲けと捉えることなく、障がいのある人もない人も共に手を取り合って社会を築いていく優しいまちづくりの観点から、障がいをお持ちの方が働きたいという意思を実現でき、生きがいを持って生活することができる環境を整えます。

3 事業概要

① 職場介助者費用の助成 (700千円)

雇用する重度障がい者等のために職場介助者（ヘルパー等）を委嘱した企業に対し、その費用について95%（雇用する重度障がい者等が非課税者等の場合は100%）を助成します。

② 職場における介助者の人件費の助成 (240千円)

雇用する重度障がい者等を職場の看護師等が介助した場合、その人件費の一部を助成します。

③ 介助資格取得費用の助成 (360千円)

サービス提供事業者が、企業に雇用されている重度障がい者等に対して喀痰吸引や経管栄養など介助をするために必用となる資格を取得する費用を助成します。なお、当該費用については、既に岐阜県で補助制度が設けられており、その制度による補助金の残額に対し全額助成をします。

拡充 障がい者グループホームの整備

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】		【主な使途】	
415,102	過疎債	100,000	工事請負費	400,768
	福祉事業基金	314,000	備品購入費	8,000
(前年度予算 3,896)	一般財源	1,102	その他	6,334

2 事業背景・目的

障がいをもつ子どもの親や家族にとって「自分が死んだ後に一人残していく子どもが、生まれ育った地で安心して暮らせる場所が欲しい」ということは切実な願いであり、唯一その願いに応えるのが、障がい者グループホームです。しかし、市内には現在のところ民間で整備されたグループホームが1施設しかなく、飛騨市に籍のある方が飛騨市外の施設を利用せざるを得ない状況です。このことから、市では旧和光園をリノベーションした障がい者グループホームの整備を進めており、令和4年度は施設改修に関する工事や備品購入のほか、令和3年度に新型コロナの影響により計画どおり実施出来なかったスタッフの人材育成を行い、令和5年度の供用開始を目指します。

3 事業概要

①【新規】 過ごしやすい施設に向けた建物の改修 (402,700千円)

建具や内装及び防水改修を行う建築工事、冷暖房など空調設備やスプリンクラーを整備する機械設備工事、電気幹線や火災報知設備を整備する電気設備工事、既存の浄化槽内の残物が地下浸透しないための最終清掃を行います。

②【新規】 入所される方の快適な生活に向けた備品購入 (8,000千円)

入所された方が快適に過ごしていただけるよう、テーブル、収納棚などを購入します。

③【新規】 意思疎通を密にした合理性のある施設整備 (3,300千円)

市が目指す「障がいの程度の重い方にも入所いただき、スタッフも支援しやすい施設整備」に向け、市の設計意図を工事関係者へ伝達する業務を設計業者へ委託することで、工事関係者との正確な意思疎通を図ります。

④【継続】 施設の効率的な運営ノウハウ等を持つ人材育成 (1,102千円)

指定管理者として予定している社会福祉法人吉城福祉会の職員に飛騨地域の先進的な施設における実地研修や首都圏等の先進的な施設の視察費用を市が負担することで、利用者が安心して過ごせる施設運営のノウハウ習得を目指します。

担当課：市民福祉部障がい福祉課 (☎0577-73-7483) 予算書：P.73

新規 バリアフリーのまちづくり基礎調査

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
250	ふるさと納税	250 自動車借上料
		謝礼
(前年度予算 0)		その他
		180
		60
		10

2 事業背景・目的

健常者を前提につくられている社会の仕組みの中で、障がいのある人が地域で暮らしていくためには、多くの方々の理解と支援が必要であり、障がいがある状態には誰もがなりうるものであるため、全ての市民の皆さんが自らの問題として考えることが重要です。

このことから、飛騨市では令和2年に「障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまちづくり条例」を制定し、お互いの人権や尊厳を大切に、尊重し合う共生社会の実現を目指しています。

本条例における基本理念の一つに、『誰もが障がいに対する理解を深め、社会的障壁の解消のための環境整備を図ること』を掲げており、この基本理念に基づいてバリアフリーのまちづくりを進めるためには、障がいのある方が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなっている施設や設備を整備することが必要です。整備を進めていくうえで、まずはそういった施設や設備を把握する必要がありますが、一度に市内全ての施設や設備を調査するには多くの時間を要するため、対象を絞った調査を何年間かに分けて実施します。

令和4年度は、まず市内の公共施設トイレに焦点を当て、最新の整備状況を調査した結果を基に、ユニバーサルトイレを整備する必要があるトイレの優先順位やその場所に行くまでの障壁などを、具体的に明記した整備方針を策定するための基礎調査を行います。

3 事業概要

障害のある方が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなっている施設や設備について、現地調査を実施します。その調査結果により、環境整備の必要性や優先整備箇所などの意見を伺い、その意見を基に施設等所管部署等と協議をし、整備に向けた年次計画等を示す整備方針の策定に繋がります。

令和4年度は、飛騨市障がい者総合支援協議会のメンバーと連携して、公共施設トイレに焦点を当てた現地調査を実施し、ユニバーサルトイレの必要性や優先順位、そこへ至るまでの道に段差などの障壁がないかといった意見を伺います。

担当課：市民福祉部障がい福祉課（☎0577-73-7483） 予算書：P. 66

【拡充】 飛騨市地域生活安心支援センターの体制強化

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
12,672	ふるさと納税 7,194 一般財源 5,478	委託料 7,194 人件費 5,478
(前年度予算 7,722)		

2 事業背景・目的

地域生活安心支援センター「ふらっと」は、令和3年度に開設された乳児・幼児から大人・高齢者まで、あらゆる年齢層の市民の方を対象とする支援窓口の総称で、市民のどんな相談でもワンストップで受け止め、支援・解決に向けて対応する機能を持っています。また、複雑で困難な相談には、専門職員がさまざまな検査や調査による課題の分析・評価を行い、解決に向けた糸口を探するなど、様々な相談に対応できる体制を構築しつつあります。

相談の約80%は作業療法士等の専門相談員の対応を希望する声であり、心身の動きや勉強を含む作業を通じて、さまざまな課題を「見立て」し、具体的な支援方法を提案することが期待されています。この専門的な「見立て」を、理学療法士、言語聴覚士、公認心理士とのチームにより実施することで、より充実した対応ができるようになってきました。

一方で、窓口を訪れることができない方の困り感の把握が困難であることや、学校を卒業し社会に出ることで周りからの支援も減ってしまい、なかなか社会に馴染めず引きこもってしまう方がいるといった実情が明らかとなりました。

このことから令和4年度は、構築した体制をより市の実情に即した形に補強するため、相談者のもとへ「出向く人員」を配置するとともに、引き続き専門相談員の見立てや支援方法を共有しつつ、ケースの分析による職員の質の向上及びチーム力の強化を図ります。

3 事業概要

「ふらっと」の活動を一層充実させるべく、引き続き特定非営利活動法人はびりすと連携しつつ、複合的な相談対応や「出向く」相談受付体制の構築及びセルフケアに向けての早期介入（予防）ができる体制強化として、総合相談窓口の受付に、常勤で相談対応力の高い専門相談員を1名と、学校卒業後も支援の継続ができるよう、就労先等を訪問する地域連携支援員2名の人員増強を実施します。

担当課：市民福祉部地域生活安心支援センター（☎0577-73-7483） 予算書：P.74

新規 飛騨市地域生活支援拠点の機能強化

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
500	一般財源	500 交付金
(前年度予算 0)		500

2 事業背景・目的

地域生活支援拠点事業とは、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域連携コーディネーター及び市が登録する事業所を軸とした関係機関が協力して、障がいのある方やその家族の生活を支える仕組みをいいます。

令和3年度に事業所の登録など体制整備の準備期間を経て、令和4年度から本格的に稼働するにあたり、関係機関が充実することで、対象者の「もしも」に幅広く対応できるようになるため、登録事業所に対する協力金を整備することで地域の「支える力」を強化します。

3 事業概要

地域生活支援拠点事業の利用希望者に対し、地域にある障害福祉サービス事業所等が分担する機能に応じて支援するとともに、対応いただいた事業所に協力金を支払います。

【対象者】

市内に居住する障がい者等で、現在相談支援事業所とつながりがなく、緊急時に支援の調整が必要な方。

【支援内容】

地域連携コーディネーターが支援計画を作成したうえで、次の支援が受けられます。

- (1) 緊急前支援 相談（地域移行・定着、親元からの自立など）、体験（日中一時支援、短期の一人暮らし、就労訓練など）
- (2) 緊急時支援 緊急時の居室提供など
- (3) 緊急後支援 障害福祉サービス利用申請支援など

【事業所に対する協力金】

- (1) 緊急時相談（24時間365日対応） 20,000円／件（相談支援利用者は7,000円）
- (2) 緊急時の受入れ 居室等利用 2,000円／日（支援者配置加算3,000円）
短期入所利用 5,000円／日
- (3) ひとり暮らし訓練や施設等利用体験 日中 3,000円／日
夜間 5,000円／日

担当課：市民福祉部地域生活安心支援センター（☎0577-73-7483） 予算書：P.75

拡充 成年後見制度の利用促進

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
3,966	一般財源 3,966	補助金 2,661 委託料 1,305
(前年度予算 2,600)		

2 事業背景・目的

成年後見制度は、認知症や精神上の障がいなどにより判断能力が不十分であるため、財産の管理や契約行為等における意思決定が困難な方に対して、成年後見人がその判断を補い、本人の権利を擁護するための制度です。

この制度の利用促進を図るため、国が策定した制度利用促進計画に基づき、市町村の成年後見利用促進に関する基本計画を定め、制度利用の推進を専門的に担う中核機関を設置することとされたことから、令和3年度に飛騨市成年後見利用促進計画を策定しました。

令和4年度からは飛騨市社会福祉協議会と連携し、広報、相談、受任者マッチング、後見人支援などを進める中核機関の運営など、成年後見制度の利用の推進を図ります。

3 事業概要

①【新規】成年後見制度中核機関の運営 (977千円)

市社会福祉協議会に委託する形で、成年後見制度の中心的な機関となる中核機関を設置し、制度の広い周知を図る「広報機能」、状況に応じての適切な相談対応を行う「相談機能」、適切な後見人の選任を行う「受任者調整(マッチング)支援機能」を備えることで、成年後見制度の利用促進が図れる環境を整えます。

②【新規】成年後見担い手の育成と支援 (328千円)

成年後見を受任する担い手不足の解消を図るため、市内在住の社会福祉士資格を持つ方に対して、成年後見人となるための研修にかかる費用(研修負担金・交通費)を全額補助し、成年後見受任者の育成と支援の体制を整えます。

③【継続】法人後見受任体制の強化 (2,661千円)

法人後見事業の受任が円滑にできるようにするため、主体的に活動できる人員を社会福祉協議会に継続配置し、その人件費支援を行い、法人後見の利用の推進を図ります。

拡充 生計見直しのための支援

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
230	ふるさと納税 一般財源	補助金 謝礼
	200 30	200 30
（前年度予算 2,500）		

2 事業背景・目的

近年、多重債務へと陥る原因が多様化する中、所得の多寡にかかわらず、子の教育費や買い物などカードローン等の利用から多重債務へと陥るケースも散見されており、安易な資金融通に注意を促していく体制づくりが必要となっています。

市ではこうしたケースに対応するため、令和3年度から若年者の多重債務問題の早期解決を社会的課題として強い意識を持たれている東海労働金庫と市社会福祉協議会、市が三者協定を締結し、市民の多重債務回避や多重債務者への支援の取り組みを行っています。

この取り組みを行う中で、子育て世帯の中には子どもの成長に伴い必要となる費用を考慮せず、現在や将来の家計運営に不安を抱えている方が少なくないこともわかってきたため、新たに家計運営相談やライフプランの組立指南等の実効性のある取り組みを行います。

3 事業概要

①【新規】 専門家による個別ライフプランセミナー支援（30千円）

子どもの成長に伴い将来の家計運営に不安を抱えている方を対象に、ファイナンシャルプランナー等の専門家によるライフプラン立案を通じた個別支援を行います。

②【継続】 個別金融教育支援（協定によるゼロ予算）

入園・入学前の保護者を対象として説明会等により広く啓発を行う金融教育に加え、相談者個々の状況に合わせた個別の金融教育（安定した生計運営のための啓発）を行います。

③【継続】 多重債務者向けの特別融資体制（200千円）

市の相談支援員の支援を受け、融資要件を満たす多重債務者に、東海労働金庫が金利の低い債務に一本化して生計を立て直すための特別融資を行います。

※ 市社会福祉協議会に債務保証原資を補助し、市社会福祉協議会がその原資を基に東海労働金庫の融資金に対し5割（貸付上限250万円）の債務保証を行います。

担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233） 予算書：P. 66

新規 専門職との連携による避難行動要支援者の避難行動支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
223	ふるさと納税	223 委託料 140
		謝礼 72
(前年度予算 0)		費用弁償 11

2 事業背景・目的

市では、災害対策基本法や飛騨市地域防災計画に基づき、「避難行動要支援者名簿」やあらかじめ要支援者をどのように避難支援するかを定めておく「個別支援計画」の作成に取り組んできました。

こうした中、近年の土砂や豪雨等災害時に高齢者や障がい者等に大きな被害が出ていることから、令和3年度に法律が改正され、要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成することが市町村の努力義務となりました。

これを受け、市では既に作成している「個別支援計画」をもとに、より実効性のある「個別避難計画」へと充実させるべく、日頃から要支援者本人の心身の状況や生活の実態等を把握しているケアマネージャー等の福祉専門職や防災士等の防災有識者と連携し、その計画の作り方を検討するとともに、市の避難支援体制における課題整理も行い、その対応策も検討しながら、実効性のある避難体制づくりに取り組めます。

3 事業概要

① 福祉専門職が関与した個別避難計画作成の試行的実施（140千円）

ケアマネージャー、相談支援専門員等の福祉専門職が関与した個別避難計画の作成を試行的に実施し、本格的な導入に向けてその検証を行います。福祉専門職には作成経費として1件につき7,000円の委託料を支払います。

② 個別避難計画作成研究会（83千円）

個別避難計画作成の試行的実施の評価検証を行うために研究会を発足し、本格的導入に向けた作成手法や避難支援体制を研究していきます。

研究会メンバー：防災士、ケアマネージャー、障がい相談員、社会福祉協議会、危機管理課、保健センター、障がい福祉課、地域包括ケア課 等

新規 高齢者等見守り支援システムの実証実験

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
900	ふるさと納税	900 委託料
(前年度予算	0)	

2 事業背景・目的

市では、日常生活での不安や自宅での急病等緊急時に迅速な対応が図れるよう、一人暮らし高齢者世帯等を対象に緊急通報装置の無償貸与を行っており、その設置にあたっては、民生委員やケアマネージャー等福祉専門職と地域見守り相談員が連携しながら取り組んできました。

しかし、現行の装置は固定電話がない世帯には対応ができない等の課題があり、また地域の高齢化により緊急時に駆け付ける近隣協力員が少なくなってきました。

近年、I o T (Internet of Things) を活用した様々な見守り支援システムが普及しているなか、利用者及び家族のニーズや地域課題に見合った新たなシステムの導入を研究するため、複数のシステムを実際に使用し、有効性や課題を検討する実証実験を行います。

3 事業概要

① I o T を活用した見守りサービスの実証実験の実施 (900千円)

緊急通報装置設置世帯や一人暮らし高齢者世帯等の中から、5世帯をモニターとして市と包括連携協定を締結した企業など複数のシステムを貸与し、見守り支援事業としての有効性や課題など実際に使ってみながら検証を行います

② 市民向け・関係支援者向け見守り支援システム展示会の開催 (ゼロ予算)

実証実験の結果を広く市民や支援関係者に周知するため、実際に見守り支援システムに触れてもらい実感していただく場として、市のイベント等に合わせて展示会を開催します。

新規 公共交通を活用した貨客混載の実地検証

1 事業費 (単位：千円) 【財源内訳】 【主な使途】

ゼロ予算

(前年度予算)

2 事業背景・目的

市では、高齢者等の買い物弱者対策の一つとして移動販売事業者の支援を行い、自宅にいながら日用品や食品等の買い物ができる環境整備に取り組んできました。その結果、公共交通網が脆弱な地域では移動販売は欠かせない買い物手段となり、とりわけ市街地から遠い山之村地区では大きく寄与していました。

しかし、令和3年に当地区への移動販売を行っていた民間事業者が対応できなくなったため、代替の買物手段について調査を行ったところ、多くの家庭において生活協同組合コープぎふを利用していることがわかりました。コープぎふは神岡町市街地まで商品を配達し、配送委託契約をしている地域住民が市街地まで商品を取りに行き、地区に戻って各家庭へ配達を行っていますが、その方の負担が大きく、今後の継続性に不安もありました。

このことから、公共交通制度の緩和で国でも推奨している貨客混載に着目し、市、コープぎふ、濃飛バス、地域住民の連携により公共交通網を活用した貨客混載による商品輸送を検証的に実施しながら、課題等をクリアにし、本格実施に向けて取り組みます。

また、この民間事業者との協働によるこの貨客混載の取組が本格実施に至れば、他の買い物困難地域へも展開ができないか合わせて検討していきます。

3 事業概要

コープぎふによる山之村地区への週1回の商品配達について、濃飛バス神岡営業所で市営バス「ひだまる」に商品を積みこみ、乗客とともに山之村除雪重機センターまで商品を運ぶ貨客混載の取組を試行的に実施します。

更に山之村重機センターから各家庭への配達は、これまでどおり地域住民により実施していただくことで、市民、民間、行政の連携による飛騨市独自の商品輸送サービス網の整備を目指し、市と濃飛バス、コープぎふ、地域配達員により課題等を検証しながら、継続実施につなげます。

担当課：市民福祉部地域包括ケア課 (☎0577-73-6233)

拡充 屋根の雪下ろし弱者への支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
3,500	ふるさと納税	3,500
		委託料 2,000 補助金 1,500
(前年度予算 4,000)		

2 事業背景・目的

市では屋根の雪下ろしにおいて、金銭的余裕がなく、また親族等実情的に頼れるところのない高齢者等の世帯を対象に、雪下ろし費用や屋根の融雪設備等の整備費用の支援を行ってきました。

特に雪下ろし費用助成は平成28年度から吉城建設業協会の協力により「雪下ろしサポートセンター」を設置し、業者への作業依頼から費用助成の手続きを事前登録のみで自動的に終了するワンストップ体制を整えています。

しかしながら、令和3年度は降雪量も多く、事前登録者の増加により対応できる業者の人手も限界に迫っており、また一般市民でも業者等への雪下ろし依頼のニーズが高まっていることから、令和4年度は必要な対応策について市の関係部署間で検討を進めていきます。

3 事業概要

①【継続】雪下ろし弱者のための雪下ろしサポートセンター事業委託 (2,000千円)

金銭的に余裕がなく、代わりに作業を頼める親族等もない「雪下ろし弱者世帯」を対象に、雪下ろしに要した費用について1シーズン上限5万円を支援します。

(所得要件：市民税非課税又は均等割りのみの世帯)

②【継続】高齢者等屋根融雪等整備事業補助金 (1,500千円)

屋根の融雪装置の設置や耐雪式、落雪式屋根への改修工事費を支援

高齢・障がい・母子等対象世帯に対し、所得に応じ20～50万円の補助金を交付

③【新規】屋根の雪下ろし作業の業者依頼ニーズへの幅広い対応策の検討 (ゼロ予算)

自助を基本とする雪下ろしにおいて、雪下ろしの時の安全対策支援や、自己負担で業者に作業依頼を希望する方に対し、人手が足りない建設業協会以外で雪下ろしを担える市内事業者や作業者のリストを作成して紹介するなど、必要な対応策について市の関係部署間で検討を進めます。

担当課：市民福祉部地域包括ケア課 (☎0577-73-6233) 予算書：P. 70

拡充 自分と家族のための終活等の支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
4,000 (前年度予算 3,797)	ふるさと納税 4,000	委託料 4,000

2 事業背景・目的

市では、ご遺族への支援及び人生の終末を安心して迎えるための支援をするため、令和元年10月に終活支援センターを開設（委託先：飛騨市社会福祉協議会）して、市民の皆さんが最期まで安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

開設以来、個別の終活支援相談のほか、終活に関する様々な企画により啓発や市民支援を行ってきましたが、不動産の処分方法など、相続財産関連の相談事案が多いのに対し、解決策を明確に示すことができないといった課題があります。

このため、令和4年度は様々な関係者、事業者と実際のケースを通してその解決策を研究、検証しながら、センターとしての相談対応力の向上に向けた取り組みを行います。

3 事業概要

終活支援センターの運営を引き続き飛騨市社会福祉協議会に委託し、以下の事業を実施します。

①【新規】相続財産処分等実ケースによる課題解決研究

相続財産処分等の相談事例をモデルに、司法書士や信託会社など様々な関係者や事業者と連携して現行制度上の課題を抽出し、市が遺贈寄附を受けて相続財産を処分する手法など様々な視点から解決策を見出すべく研究を行います。

②【継続】終活関連の冊子作成・発行

終活ハンドブック、エンディングノート、私の心づもりなど終活をスムーズに進めていくための地域特性に合ったセンター独自の冊子を作成し、配布します。

③【継続】終活リレー講座、終活フェアの開催

終活にまつわる複数のテーマについての連続した講座を行う終活リレー講座の開催、また、終活に関連した市内企業や専門家がブースを設けて様々な相談に応じる終活フェアを開催します。

④【継続】個別の終活支援相談業務

終活アドバイザーによる各振興事務所での巡回相談や、自宅への出張相談を行います。

担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233） 予算書：P.70

拡充 医療・介護・福祉人材確保対策の支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】		【主な使途】	
12,302	県補助金	750	補助金	10,000
	ふるさと納税他	10,410	委託料	1,800
	一般財源	1,142	その他	502

(前年度予算 13,837)

2 事業背景・目的

市では、介護人材確保を最重要課題と位置づけ、平成28年度から大胆かつ重層的に様々な確保施策を設け取り組んできました。平成30年度からは、介護人材のみならず医療・福祉人材確保へ幅を広げ、更に令和元年度からは、介護支援専門員の確保支援にも取り組んでいます。

これらの諸施策群は、医療・介護・福祉人材確保の基礎制度として位置づけ、事業者に常時活用頂き、専門職の確保や離職防止などに取り組んで頂いており、今後も時事の状況や、事業所の困りごと状況に合わせた内容で随時改善を行いつつ、必要に応じて施策を追加・拡充し、人材の確保を支援します。

3 事業概要

1. 介護機器・器具等導入による業務効率化支援

①【継続】介護ロボット導入促進事業

入所・入居系の介護事業所の導入に対し、1機器30万円を上限に1/2の額を補助
※ 県補助対象外となる数量や県補助金対象外機器の導入を支援します。

②【継続】介護機器・器具等導入による業務効率化支援

入所・入居系の介護事業所の導入に対し、1品目10万円を上限に3/4の額を補助
※ 原則9床につき1個までを上限

2. 介護事業所の工夫した求人活動支援

①【継続】空き家の社宅化支援事業

介護事業所が社員寮として借上げた空き家の賃料に対し、月額3万円上限に2/3の額を補助（最長5年間）

②【継続】人材発掘・紹介者の利用支援

新たに就職する介護職員を紹介した方に支払う謝礼等に対し1万5千円を上限に1/2

の額を補助

③【継続】介護事業所の魅力ブラッシュアップ事業支援

事業所の魅力を発信する広報媒体を作成する費用に対して、8万円を上限に2/3の額を補助

④【継続】介護事業所の地域イベント・企業展等出展支援

- 地域のイベントや就職フェア等に出展又はこれらのイベント等を実施することに伴う経費に対し、3/4の額（8万円上限、複数法人合同でイベント等を実施する場合は、30万円を上限）を補助
- 企業展等に参加し、他のブースより目を引くためのブース作りにかかる経費に対し、1/2の額（5万円上限）を補助

⑤【継続】介護事業所人材募集広告宣伝費支援

法人が行う人材募集のための広告宣伝費の一部を支援
〔補助率〕 2/3（1法人あたり、1年度につき15万円を上限）

⑥【新規】育休・産休実施体制整備奨励金

介護事業所における仕事と育児や介護の両立が可能となるよう環境整備を進め、職員の離職防止、定着促進を図ろうとする事業所に対して1人あたり10万円を奨励金として交付

※ 令和4年4月1日以後に新たに該当する職員分について適応する。

3. 医療・介護等人材育成支援

①【継続】介護福祉士実務者研修費用支援

介護福祉士実務者研修の受講費用負担に対し、7万円を上限に補助

②【継続】介護職員初任者研修受講費用支援（民間開催分）

民間研修事業者が実施する介護職員初任者研修の受講費用負担に対し、5万円（ひとり親家庭、ひきこもり被支援者は7万円）を上限に1/2の額を補助

③【継続】介護職員初任者研修実施事業

市が研修業者へ委託して介護職員初任者研修を実施します。

〔受講料〕 5万円（高校生は無料）

ひとり親家庭、ひきこもり被支援者は1万円

④【継続】介護に関する入門的研修実施事業

市が研修業者へ委託して介護に関する入門的研修を実施します。

〔受講料〕 無料 テキスト代のみ（高校生はテキスト代も無料）

⑤【継続】地域若手介護・福祉人材育成支援

市と（社福）新生会との介護人材育成連携協定による取組みの一つとして、地元就職

の意向を持って同法人のサンビレッジ医療福祉専門学校へ進学する市内高校在校生、市内在住高校生に対し修学資金を支給

進学奨励金 3 万円に加え、介護福祉学科 15 万円× 2 年／言語聴覚士学科、作業療法士学科 30 万円× 3 年を支給

※卒業後、市内に住所を有して市外への通勤により専門職として就業する場合も対象

⑥【継続】ひとり親家庭への介護資格取得支援

- 介護福祉士実務者研修及び介護職員初任者研修の受講により仕事を休んでスクーリングを受けることにより賃金の減額となる場合に月額 2 万円上限にその減額分を生活費として補助
- 市が委託して実施する介護職員初任者研修の受講に際し、こどもの預かりサービスを利用した費用に対し日額 8 千円上限に支援
- 国の求職者支援制度による職業訓練として給付金の支給を受け、労働金庫で求職者支援融資を受けた場合、その借入額（月額 5 万円を上限として計算した額）相当を補助

4. 医療・福祉専門職員の研修受講支援

①【継続】専門職の専門分野を深める研修受講推進支援

会社の業務として専門的知識取得のための出張による研修参加費を支援

1 法人年間 5 万円を上限に対象となる経費分を補助

②【継続】専門職の専門分野外の学び及び資格取得推進事業

休日等における個人での参加による専門的知識を身に着ける研修費を支援

1 人年間 3 万円を上限に対象経費の 1/2 の額を補助

③【継続】外部講師招へいによる社内及び地域内研修推進支援

外部から講師を招へいして開催する専門職向けの社内研修（できる限り他者の職員も参加可能なもの）の開催費用に対し、1 回あたり 10 万円（自社以外の専門職も受講可能とする場合 15 万円）を上限に 3/4 の額を補助

④【継続】介護職員の先進的現場での実施研修推進支援

（社福）新生会との介護人材育成連携協定により、介護の質の向上のため、市内の介護職員を同法人介護事業所で短期間の就労派遣する法人の取り組みに対して移動、滞在費について 1 人 1 回につき 7 万円を上限に補助

⑤【継続】准看護師ステップアップ支援

市内医療機関等に准看護師として勤務し、ステップアップのため正看護師の資格を取得した場合に学費等の一部を補助

入学金、学費、テキスト等の費用の 1/2（50 万円上限）を資格取得後に交付

※ 看護師資格取得後、3 年以上市内で看護師として勤務することが条件

5. 医療・介護人材掘り起こし支援

①【継続】シニア介護職就職奨励金

60歳から75歳未満の方の介護事業所就職者へ奨励金を交付
社保適用者 5万円 雇用保険適用者 3万円

②【継続】潜在看護師再復帰支援事業

- 市内医療機関へ復帰のため、医療機関・介護施設等見学に奨励金として5千円を交付。その際に子の一時預かり等を利用する場合の費用5千円上限に補助
- 潜在看護師が市内医療機関等でアルバイトを行う場合に5～9日間1万円、10日以上2万円を交付

③【新規】ヘルパー経験者正規雇用奨励金

ヘルパー経験のある人材を新規の正規職員として新たに雇用した法人に対して1人につき10万円を奨励金として交付

④【新規】訪問介護職員（介護ヘルパー）求人リーフレットの作成

市内のヘルパー事業所全体が人材不足にあり、個々の求人ではインパクトに欠けるため、市内ヘルパー事業所の合同の求人チラシを短時間でも勤められるヘルパーの魅力紹介も含め作成し、介護ヘルパー人材の確保に努めます。

6. 外部からの医療・介護職就職参入促進支援

①【継続】医療・介護・福祉専門職U・Iターン受入促進

市内にU・Iターンし、市内の医療・介護・福祉事業所等に専門職として就職した場合に奨励金を交付。市内居住者10万円／市外（通勤圏内）在住者5万円

※ 大学や養成校で介護福祉学科等を卒業し、無資格で介護就業する場合も該当。この場合、卒業後4年以内に介護福祉士を取得して、引き続き就業する場合は15万円を交付

②【継続】賃貸住宅家賃補助制度

市内医療・介護機関等（市営施設を除く）に就職した医療介護専門職員へ家賃の一部を支援（月額1万円を最長2年間）

③【継続】就職準備貸付金 ※医療体制整備基金を財源

U・Iターン、学卒の専門職が市内医療介護事業所に就職する際に必要となる準備金として20万円（夜勤を行う場合は10万円加算）を貸付 ※2年間勤務で償還免除

④【継続】医療・介護専門職員人材バンク登録

飛騨市出身の医療・介護専門職（目指す学生を含む）を総合人材バンクに登録し、登録者には報償品を提供するとともに帰省後の支援情報や地元就職のアプローチを行います。

- ・学生 修学支援として在学中に、毎年度図書カードを贈呈

(医学生2万円、その他1万円)

- ・医療介護専門職 登録時に5千円分の市内商品券を贈呈
- ・医師 登録時に3万円分の市内商品券を贈呈

⑤【継続】医療・介護等学生の市内アルバイト及び実習奨励事業

市内医療介護機関等でアルバイトや実習をする場合に5日～9日1万円、10日以上2万円の奨励金を交付

⑥【継続】市内就職を目指す介護福祉士養成校等への家賃補助

市内医療介護機関等へ介護福祉士として勤務する意向を持つ介護福祉士を養成する学校で学ぶ学生に対して、修学期間中の家賃の1/2の額（月額3万円を上限）で最長24か月を支援

- ※ 卒業後3年以内に市内介護事業所等に就業した場合（介護福祉士取得は不問）は、返還免除

⑦【継続】市内医療機関事業継承・運営安定化支援

- 市外で活動する医師が市内の既存の医療機関に常勤医として勤務する場合や、院長、所長として就任し医療機関を事業継承する場合に当該医師に対し奨励金300万円を交付
- 当該受入医療機関が、着任医師を受け入れるために行う施設の小修繕や改修、備品等の購入に対し100万上限に1/2の額を補助
- ※ 市内就業から3年間勤務で返還免除

7. 市内就職を目指す医学生・看護学生への修学資金制度

①【継続】医師養成資金貸与事業 ※医療体制整備基金を財源

市内医療機関に勤務する意向を持つ医学生に対し返還免除要件のある修学資金を貸与
入学時：30万円、修学期間中：月20万円（6年間を上限）

- ※ 貸与期間の1.5倍の間、市内医療機関等に勤務することで返還免除

②【継続】岐阜大学医学生修学資金貸与「地域医療コース」

岐阜大学医学部医学科地域枠地域医療コースに入学する学生に対し、県が支援する入学金と授業料相当に加え月額20万円の奨学金を在学中6年間貸与

- ※ 大学卒業後、初期臨床研修4年間出身圏域で県が指定する医療機関等（そのうち少なくとも2年以上は出身市の医療機関等）で勤務することで返還免除

③【継続】看護師等修学資金貸与事業 ※医療体制整備基金を財源

市内の医療、介護機関等もしくは、市の保健師として勤務する意向を持つ看護師等学生に対し、返還免除要件のある修学資金を貸与

修学期間中：月10万円（大学：4年間上限／養成校：3年間上限）

- ※ 貸与期間の1.5倍の間、市内医療・介護機関等で看護師または市の保健師として勤

務することで返還免除

8. 外国人介護人材受入促進事業

①【継続】経済連携協定（EPA）外国人介護福祉士候補生受入支援

EPAによる特定活動の在留資格で入国する介護福祉士候補生の受け入れに臨む法人に対して、その受け入れに係る費用の一部を支援（受入マッチング不成立でも支援可）

- ・ 受入申込負担金 3万円を上限に2/3補助
- ・ 現地面接費用 25万円を上限に1/2補助
- ・ 受入決定から斡旋機関や日本語研修機関等に対する経費
受入1名につき20万円を上限に1/2補助
- ・ 受入決定者の日本への渡航費 10万円上限1/2補助

※ 日本滞在中の研修費は県の現行補助制度を活用

②【拡充】外国人技能実習生受入促進事業（速攻性のある外国人人材確保）

技能実習生を受け入れ、雇用する法人に監理団体へ支払う費用を支援

1法人3名まで10/10の額の補助（新規雇用から最長5年）

③【継続】外国人介護福祉士候補生受入支援

市と連携協定を結んでいる（社福）新生会サンビレッジ医療福祉専門学校で学び介護福祉士取得後に、外国人介護福祉士として市内の法人に就職した場合、または将来の市内就職を約束して入学された場合に支援

- ・ 入学祝金：入学者に法人が支払った額〔1名につき5万円上限10/10の額〕
- ・ 家賃支援：法人が支払った修学中の家賃支援〔家賃の1/2の額月額3万円上限〕
- ・ 就職準備資金：就職が決まった際の準備金〔1名につき40万円〕

④【継続】外国人介護職員日本語教育支援

外国人介護人材を受け入れ、日本語の勉強をするための費用の一部を支援
テキスト、交通費、授業料等必要経費の3/4の額（1名につき8万円上限）

9. 重要課題に対する特別対策

①【拡充】介護施設夜勤者処遇改善臨時交付金

介護事業所の夜勤者を確保するとともに、継続して勤めて頂けるよう夜勤手当の一部を支援します。

- [対象施設]
- ・ 特別養護老人ホーム 3施設（ショートステイ、介護医療院含む）
 - ・ 認知症高齢者グループホーム 9事業所
 - ・ 小規模多機能施設 1事業所
 - ・ 療養型介護病床 1施設

[支援額] 夜勤1回1名あたり以下の額を支援

- ・ 特定処遇改善加算Ⅰ 100円

・特定処遇改善加算Ⅱ 200円

・看護師、准看護師、無資格者等その他の方 500円

特養に限り規定回数を超えて夜勤を行う場合、手当増額分（1人1回上限4,000円）を支援

②【継続】介護専門員（ケアマネージャー）確保対策

(1) ケアマネージャー新規事業所開所支援

市内での事務所の開設、再開所する場合の開所費用の3/4の額を30万円上限で支援

(2) 要支援者のケアプラン作成受託環境支援

- 事業所ごとのケアマネージャー常勤換算に6件を乗じた件数について、プラン作成委託単価を1件当たり4,310円から9,000円に増額支援
- 事業所から遠方の利用者プランを作成する移動費のコスト支援「居宅サービス等事業者移動対策助成金制度」により、当該制度の1/2の単価を支援

(3) 市内事業所におけるケアマネージャー新規雇用支援

ケアマネの新規雇用及び新規事業所立ち上げに伴うプラン作成システムの増額又は新規導入経費に係る経費の3/4の額（上限250千円）を支援

(4) ケアマネージャー増員に伴うケアプラン作成費用支援

新規増員に伴い作成プラン件数が25件（要支援は2件で1件）になるまでの人件費を支援〔月5万円を上限に最長4か月間〕

(5) ケアマネージャー新規就業支援

ケアマネージャーの新規雇用につき雇用奨励金を事業所へ7万円交付、就職奨励金を個人へ3万円交付

(6) ケアマネージャー資格取得、資格更新支援

- 居宅介護支援事業所のケアマネージャーを目指して受験した方へ、1回の受験あたり図書カード5千円を交付
- 個人で更新研修に参加した場合 受講料の2/3（上限3万円）
交通費の2/3（上限5千円）
- 法人が受講費や交通費を支援する場合 定額3万円

10. 医療・介護専門職における緊急人材確保支援

飛騨市の医療・介護機関のように規模がそれほど大きくないところでは余剰人員がない状況で運営されており、特に稀少な専門職種の職員はそれが顕著で、急な退職等により欠員が出ると現場の運営に多大な影響を及ぼします。しかし、緊急に職員を確保したくてもなかなか人材が見つけられず苦慮するケースが散見されており、急な人材確保の手立てを設けておくことが課題となっているため、新たな対応策を設けます。

①【新規】医療・介護人材バンク登録者への特別支援

専門職の急な退職等に伴い急いで人材を確保する必要がある場合に、医療・介護人材バンクに登録している専門職にアプローチし、就業を決めてくれた場合に市から緊急臨

時交付金（30万円）の支給制度を設け、医療・介護機関が人材を探しやすい形をつくり
ます。

※事業所から市へ要請があり、市から人材バンク登録者に案内した上で市内就業に結
びついた方が対象

②【新規】薬剤師の緊急確保対策

病院では薬剤師の急な確保にも大変苦慮しています。薬剤師は、6年制大学課程を経
て資格を取得するため、学費も大きく奨学金制度で学費の貸与を受けながら資格を取得
している方が多い傾向があります。そのため、人材バンク登録者に限らず、病院におけ
る薬剤師の退職等により急な人員確保が必要となった場合に、就業いただいた薬剤師に
対し、この奨学金の返還の一部（月額3万円×最長6年間）を支援し、より緊急に人材
を確保しやすい体制づくりを目指します。

担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233） 予算書：P. 67

新規 医療・介護・福祉機関等の新設・拡張の支援

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
8,000	ふるさと納税 8,000	補助金 8,000
（前年度予算 0）		

2 事業背景・目的

人口減少などにより人材確保自体のハードルが高まる中、増加傾向にある医療・介護・福祉ニーズに応じていくためには、可能な限りそのケア資源も確保する必要がありますが、市の福祉等サービスの拡充には、医療・介護・福祉人材の確保が連動して伴うため、今後大きな事業所の新規開設や大きな規模の拡充等の展開は望めません。

そうした中、小規模かつ少ない投資で経営リスクを軽減しながら、事業者が人材確保に合わせて徐々にサービス事業の拡充を図る手法として、既存の各事業所が小規模な拡張や無理のない新設等による福祉サービス事業の展開を推進していくことが必要です。

また、住み慣れた地域でいつまでも暮らせることを目指す「地域包括ケアシステム」の推進の面においても、市民の普段の生活の場に様々な福祉等サービス拠点が小規模ながらも設置されることは重要です。

こうした観点から、事業者の無理のない事業拡充の選択肢に小規模整備が検討されることを推進していくため、市の医療・介護・福祉の分野の新設や拡張の支援策を統合整理し、各分野共通の支援ができる基本的な補助制度を創設することで、地域包括ケアシステム構築を推進します。

3 事業概要

対象事業：市内における保険医療機関、指定介護サービス事業所又は指定障害福祉サービス事業所の新規拡張又は新設（改修は除く）

対象者：対象事業を実施する法人又は個人

※ 空き家等賃借物件活用により対象事業を実施する場合で、物件所有者が改修等行う時は当該所有者も補助対象者とします。

対象経費：拡張又は新設にかかる改修費、新築等建物工事費、土地購入費、備品・車両購入費、ソフト導入費、物件等リース料、借入償還金等

補助額：1/2補助 上限500万円（3年間分割交付）

要件：5年以上事業を継続することが条件（返還規定あり）

担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233） 予算書：P. 68

新規 介護認定審査会オンライン化の推進

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】		【主な使途】	
2,072	ふるさと納税	2,072	役務費	919
			備品購入費	724
(前年度予算 0)			その他	429

2 事業背景・目的

介護認定審査会は、身体機能、認知機能の低下等により、介護サービスを受けようとする方について、介護に必要な度合（要介護度）を審査・判定する機関で、市で委嘱した医師・看護師・福祉職員など27名を4つのグループに分けて構成しています。

介護認定審査会は、ハートピア古川（古川会場）と神岡保健センター（神岡会場）を会場とし、年間70回ほど開催しており、審査会資料を審査委員に事前に配布し、その資料をもとに、審査・判定を行っています。

昨年からコロナの影響により、診察業務等が多忙となり、医師をはじめとする審査委員に負担がかかっていることに加え、審査会資料は、1回の開催につき1,000枚となる膨大な量の紙を使用していることが課題となっていました。

このことから、令和4年度に介護認定審査会のオンライン化及びペーパーレス化を行い、介護認定審査会の業務効率化を図ります。

3 事業概要

① 審査会のオンライン化及びペーパーレス化（1,676千円）

審査委員にタブレットを貸与し、専用のクラウドシステムを導入することで、審査委員の自宅や職場からZOOMを活用したオンライン介護認定審査会に参加できる環境を整えます。導入にあたっては、タブレットに慣れていない審査委員もみえることから、審査委員の半数となる14台を導入し、利用できる方から段階的にオンライン化を進めます。

② タブレット等利用講習会の実施（396千円）

審査員と事務局を対象とした専門業者による利用講習会を開催し、スムーズなオンライン化に努めます。

拡充 リハビリ専門職による住宅改修、福祉用具購入等支援の推進

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
90	一般財源	90 補助金
(前年度予算 60)		

2 事業背景・目的

介護保険制度を利用した住宅改修では、利用者本人の身体状況や生活動線に即した効果的な改修が求められ、その工事の規模や内容について、リハビリの専門的な視点でそれらを確認する仕組みが求められます。

このことから、市では、令和2年度にそうした指導・助言にリハビリ専門職を派遣していただける事業所を支援する制度を創設し、効果的な住宅改修を促進してきました。

在宅での介護ニーズが年々高まる中、福祉用具の購入や貸与の際にも、こうした仕組みを取り入れることで、その方の体の状態や生活スタイルにあった適切な福祉用具の選定や評価が非常に効果的なものとなることから、福祉用具の購入及び貸与時にリハビリ専門職の派遣をしていただける事業所も新たに支援の対象に加え、その拡充を図ります。

3 事業概要

①【新規】リハビリ専門職による福祉用具の購入等支援の推進 (60千円)

利用者の担当ケアマネージャー等の依頼により、介護事業所等において理学療法士、作業療法士等のリハビリ専門職を自宅に訪問させ、専門的視点による福祉用具の購入及び貸与の助言や使用状況の確認等を行った場合、以下の金額を当該事業所へ交付します。

事前アドバイス	1回 3,000円
事後評価	1回 3,000円

②【継続】リハビリ専門職による住宅改修支援等の推進 (30千円)

利用者の担当ケアマネージャー等の依頼により、介護事業所等において理学療法士、作業療法士等のリハビリ専門職を自宅に訪問させ、専門的視点による住宅改修方法の助言や書類等の作成支援、また、住宅改修完了後の確認等を行った場合、支援した住宅改修1件につき3,000円を、当該事業所へ交付します。

拡充 認知症高齢者の地域支援体制の強化

1 事業費 (単位：千円)		【財源内訳】		【主な使途】	
	8,001	国・県交付金	4,620	委託料	6,589
		介護保険料	1,840	人件費	1,346
(前年度予算 3,656)		一般財源	1,541	その他	66

2 事業背景・目的

認知症高齢者の今後のさらなる増加が見込まれる中、認知症になっても地域で安心して暮らせる地域づくりが必要です。

市では令和3年度から地域で見守る体制づくりに力を入れており、より気軽に早めに物忘れなどの相談をいただけるための環境整備や見守りの輪を地域に広げる取組を推進するとともに、徘徊による損害賠償事故なども市で保険に加入することで、本人も地域も安心して暮らせる環境づくりに努めてきました。

令和4年度も市だけでなく、民間力や住民力を活かした取組を深化させ、認知症になっても安心して地域で暮らせる認知症地域支援体制の充実に向け取り組みます。

3 事業概要

①【拡充】民間事業者と連携した認知症地域支援体制の強化 (7,473千円)

令和3年度には古川町内に初の民間による認知症や物忘れの民間相談窓口拠点を認知症ベテラン有識者を配置し、認知機能チェックツールなども活用する形で設置しました。令和4年度には、相談事案の多い神岡地区にも拠点を新設し、体制を拡充します。

②【新規】認知症VR体験会の開催 (462千円)

認知症の中核症状を頭で理解するのではなく、実際にリアルに体験できるVR（バーチャルリアリティ）体験を通じて市民の理解普及を推進するため、初のVR体験会を実施します。認知症の有識者にも新たにリアルな体感を得て、より適切な対応の理解を深め、見守りネットワークの拡充にもつなげていきます。

③【継続】認知症高齢者等賠償責任保険の加入 (66千円)

認知症で徘徊等により行方不明になる恐れのある高齢者等に対し、市が個人賠償責任保険に一括加入することで、事故等で損害賠償責任を負った際に上限額1億円を補償する体制を整えます。あわせて見守りシールを配布します。